医療の仕事魅力発信動画制作業務委託仕様書

１　委託業務の名称

　　医療の仕事魅力発信動画制作業務

２　業務の目的

　　　本業務は、将来の地域医療を見据え、医療職の人材を確保するため、中高生やその保護者等に対し、医療職の仕事内容や活躍の場における魅力ややりがいをPRする動画を作成し、医療職を志す者の増加や福井県の医療機関等への就業を図ることを目的とする。

特に若年層に、単なる医療職の概要や働く姿を提示するのではなく、医療職について魅力を感じ、印象に残るような動画を作成し、職業選択の１つに医療職を検討する者が増加するような、興味関心を惹く動画を制作するものとする。

３　履行期間

　　契約締結の日から、令和８年１月９日（金）まで

　　　　（動画データの納品は、令和７年１２月２６日（金）とする）

４　業務内容

業務の目的を踏まえ、以下の業務について最も高い効果が得られる手法を検討し、実施すること。(1) 動画の企画・制作

1. 制作する動画の構成、台本作成、ナレーション原稿の作成
2. 映像制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集、音声収録

③ その他、上記業務に付随する業務

(2) 制作する動画作品…職種のお仕事紹介（１本当たり２～３分程度）

・歯科衛生士

・歯科技工士

・理学療法士

・作業療法士

・言語聴覚士

あくまでも例示であるため、他に医療職の魅力を発信するために適した職種があれば、変更となる可能性がある。

５　企画について

（１）撮影および編集にあたっては、メインターゲットである中高生らが医療職に興味、関心を持ち、印象に残るような視覚や感覚に訴求する内容の創意工夫に努めること。また、既存の枠にとらわれない、新しい切り口からの提案を求める。

■伝えたいイメージ

・医療職の魅力、やりがい

・多種多様な医療職の働く場、働き方

■各動画における構成・内容（例）

・インタビュー形式でなぜその職に就いたのかの説明や仕事の内容を説明したもの

・ストーリー性のある、ドラマ仕立てのもの

（２）あらゆる病院・施設の医療職に対応できる企画内容とし、特定の業種・勤務場所に内容が偏重しないよう留意すること。

（３）受託者は、撮影、編集等の実作業に当たって、県担当者と綿密に打合せを行うこと。

（４）事業の適正かつ円滑な推進を図るため、契約締結後、今後の事業計画について県に報告するほか、県担当者の求めに応じて、随時打合せを行うこと。なお、打合せ後は協議した内容をまとめ、打合せ結果を本業務に誠実に反映させること。

６　連絡調整・取材・撮影・編集について

（１）本業務に使用する映像は新たに撮影するものとし、撮影場所は原則として、県内とする。

やむを得ず既存の映像を使用する場合は県担当者と協議すること。

（２）映像のシナリオに基づき、ロケーションハンティングを行うこと。撮影場所および出演者の決定に当たっては、県担当者が交渉・調整を行う。取材をする際は、取材対象および日程等が決まり次第、事前に県担当者と調整すること。なお、出演者は原則として、現役で働いている方を想定しておくこと。

（３）映像の編集に関してはその内容について、県担当者の確認を受け、修正等の指示があった場合は、その指示に従うこと。

（４）その他

　①動画の使用期間は、原則無期限で使用できるように配慮すること。

②映像に人物が登場するので、県担当者がその登場人物に対し、書面により出演の許諾を得ることとする。また、楽曲や音楽などの契約や著作権などが発生する場合には、原則無期限の使用に支障がないようにすること。なお、次年度以降に契約の更新料などが発生する場合には、受託者の責任において費用負担すること。

７　制作する映像について

（１）映像の字幕

① 映像作品には聴覚障害者でも理解できるような字幕を付けること。

② 字幕や文字の色は背景色とのコントラスト比 4.5：1 を確保すること。

（２）映像の内容

ナレーションやテロップを挿入すること。また、映像のイメージに合った BGM および効果音を付けること。医療専門用語など中高生が読みにくいテロップの漢字にはルビを付すること。

動画のサムネイル画像も作成すること。サムネイル画像は地域医療課公式YouTubeに掲載すること等を想定し、広報画像としても活用できるようなものを作成すること。画像サイズ等は別途調整する。

（３）映像の規格

画角（アスペクト比）を 16：9、画質のクオリティをフルハイビジョン（1920×1080 画素）とすること。

８　納品・公開先および要件

（１）納品先等

納品先：福井県健康福祉部健康医療局地域医療課（福井市大手３丁目１７－１）

（２）要件・規格

①Web（YouTube、Instagram）アップロード用フルハイビジョン形式の映像データを、DVDメディアに収め納品すること。なお、映像データは、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット型端末等のモバイル機器画面においても鮮明に閲覧できるようにすること。また、PC での再生および編集が可能な形式とする。（リエディット可能なマスターデータおよびMPEG-4 形式は必須。）

②動画の制作に使用した写真画像や各シーンの静止画および、動画のサムネイル画像等を DVDメディアに収め納品すること。

※本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、県担当者の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

（３）動画データ納期期日

令和７年１２月２６日（金）とする。

受託者決定後に正式なスケジュールを協議して詳細を決定する。

９　その他

（１）個人情報等の取扱い

①受注者は、業務で知り得たいかなる情報も第三者へ漏らしてはならない。本業務の完了後においても同様とする。個人情報保護のプライバシーマーク（JIS Q 15001：2017）の付与を受けていると望ましい。

②本事業で入手した個人情報を有する書類などについては、本業務完了後、確実かつ速やかに廃棄、または消去すること。

③委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。

（２）情報セキュリティ対策

①受注者は、情報セキュリティ、データのバックアップや障害発生時の復旧等、安全に配慮した管理を行うこと。情報システムマネジメントシステム＝ISMS（JIS Q 27001：2023）の認証を受けていると望ましい。

②不正なアクセス等により消失、毀損が生じた場合には、原因を解明し速やかに対策を講ずるとともに県へ報告すること。

③電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。

（３）著作権

①本業務委託の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利をいう。以下同じ）については、本県に帰属するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ県の承諾を得なければならないものとする。なお、組織改正等による変更があった場合には、著作権は変更後の組織に、組織の解散があった場合には、県に帰属する。

②受託者は、本委託業務にかかる著作者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

③第三者が保有する著作物の使用についての交渉や処理は受託者が行うこととし、その経費は受託者が負担するものとする。なお、第三者からの異議申し立てや紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等） することができることとする。

（４）業務実施体制

管理責任者や担当者等、本業務を適切に実施するために必要なスタッフを配置し、無理なく業務を実施できる業務スケジュールを組むこと。

（５）その他

①受注者は、業務の実施に際して常に県と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。また、県は、受託者に対して随時、業務の報告を求めることができる。

②関係法令を遵守し、コンプライアンスに配慮した運営をすること。

③受託者は、委託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後５年間これを保存すること。

④受託者は、本業務を第三者に譲渡または再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提示し、承認を得ること。責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

⑤本仕様書に定めのない事項または仕様について疑義が生じた場合は、事前に県と受託者が協議の上、決定する。

⑥本業務の委託料は、業務完了後、受託者からの請求により支払うものとする。

⑦この仕様書に明記なき事項、その他制作等に関し疑義が生じた場合は、県および受託者双方の協議により進めるものとする。